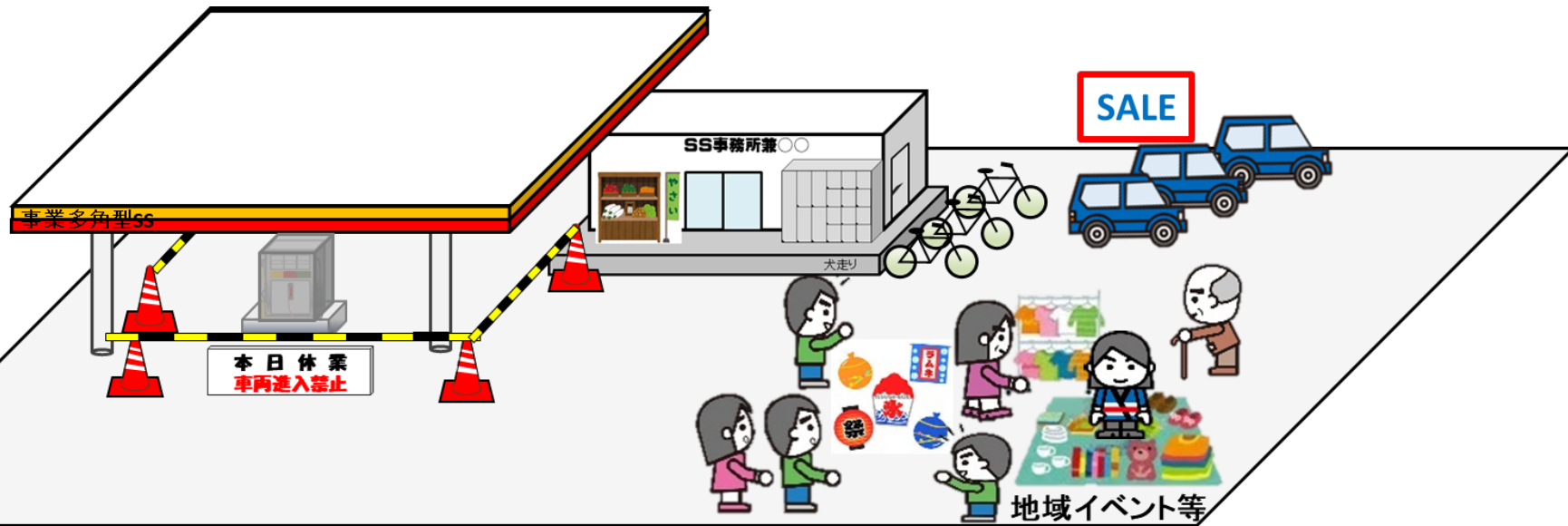


<営業時間外におけるスペース活用のイメージ>



【検討の進め方】

過疎地等におけるニーズ等の実態を把握（関係団体からの聴取等により）したうえで、モデル検証を実施し、通常業務以外での施設利用や人の出入りに伴い必要となる安全管理策等について検討

【主な（具体的な）検討事項】

- 過疎地等における給油取扱所において求められるニーズの実態について
- 給油空地等の危険物を取り扱う部分の安全措置について
- スペース活用時の出火・延焼防止上の留意事項について
- 火災等の緊急時の措置、避難及び連絡体制等のあり方について

【書面審議概要】

委員	事務局
<p>一般の駐車スペースとして活用する場合、人・車両の出入りの管理等・安全対策については既存のシステムの応用で対応が可能ではないかと考える。また、営業時間外の危険物施設の管理をどの様に実施するかが重要。</p>	<p>さらに議論を積み重ね検討が必要。</p>
<p>日本においては、その国民性を考慮し、対応主体を地域住民が受け入れる範囲で限定する必要。</p>	<p>給油取扱所の関係者が全く関与しない場合は、御指摘のような問題も考えられる。当該スペースの活用において、最終的な管理責任は給油取扱所が負うとの前提のもと、そのあり方について議論が必要。</p>
<p>施設の設置される地域の周辺状況も考慮したりリスクに関する検討が必要。</p>	<p>今後の議論の中で、施設の設置される地域の周辺状況も考慮したりリスクとして想定されるものについて検討が必要。</p>

< 関連する主な消防法令上の規定 >

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（通則）

- 第二四条** 法第十条第三項の製造所等においてする危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- 二 製造所等においては、**みだりに火気を使用しない**こと。
 - 三 製造所等には、**係員以外の者をみだりに出入させない**こと。
 - 四 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、**みだりに空箱その他の不必要な物件を置かない**こと。
 - 十三 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

（取扱いの基準）

第二七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。
 - 一 給油取扱所（第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）における取扱いの基準
 - チ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。
 - ヲ 物品の販売その他の総務省令で定める業務は、総務省令で定める場合を除き、第十七条第一項第十七号の建築物（屋内給油取扱所にあつては、建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分）の一階（総務省令で定める部分を除く。）のみで行うこと。
 - ワ **給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずる**こと。

【危険物の規制に関する規則（抜粋）】

（給油取扱所の建築物）

- 第二五条の四** 令第十七条第一項第十六号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。
- 二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場

（給油するとき等の基準）

- 第四〇条の三の四** 令第二十七条第六項第一号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。
- 一 自動車等に給油するとき 固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以内の部分（第二十五条の四第一項第三号及び第四号の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部を除く。）

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		四メートル
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が三メートル以下のもの	四メートル
	最大給油ホース全長が三メートルを超え四メートル以下のもの	五メートル
	最大給油ホース全長が四メートルを超え五メートル以下のもの	六メートル

< 関連する主な消防法令上の規定 (続き) >

二 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するとき 専用タンクの注入口から三メートル以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離一・五メートル以内の部分

(物品等の販売等の基準)

第四〇条の三の六 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める業務は、第二十五条の四第一項第二号に掲げる**店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務**とする。

2 令第二十七条第六項第一号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。

- 一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階
- 二 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）

(危険物保安監督者の業務)

第四八条 法第十三条第一項の規定により、製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物保安監督者に行わせなければならない業務は、次のとおりとする。

- 二 火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡すること。
- 三 危険物施設保安員を置く製造所等にあつては、危険物施設保安員に必要な指示を行ない、その他の製造所等にあつては、第五十九条各号に掲げる業務を行なうこと。
- 四 火災等の災害の防止に関し、当該製造所等に隣接する製造所等その他関連する施設の関係者との間に連絡を保つこと。

(危険物施設保安員の業務)

第五九条 法第十四条の規定により、製造所等の所有者、管理者又は占有者が危険物施設保安員に行なわせなければならない業務は、次のとおりとする。

- 三 製造所等の構造及び設備に異常を発見した場合は、危険物保安監督者その他関係のある者に連絡するとともに状況を判断して適切な措置を講ずること。
- 四 火災が発生したとき又は火災発生の危険性が著しいときは、危険物保安監督者と協力して、応急の措置を講ずること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、製造所等の構造及び設備の保安に関し必要な業務

(予防規程に定めなければならない事項)

第六〇条の二 法第十四条の2第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

十四 前各号に掲げるもののほか、危険物の保安に関し必要な事項

< 関連通知等 >

- 昭和62年4月28日付け消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」
- 昭和62年6月17日付け消防危第60号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」
- 平成9年3月25日付け消防危第27号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」
- 平成13年11月21日付け消防危第127号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」
- 平成24年3月16日付け消防危第77号「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」
- 平成28年3月25日付け消防危第44号「呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保に関する指針について」
- 令和2年3月27日付け消防危第88号「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」
- 令和2年3月30日付け事務連絡「給油取扱所に関する参考資料の送付について」

営業時間外におけるスペース活用の検討について

現行の技術基準（※スライド2~4参照）では、夜間・休日等、給油の業務が行われていないときは、いたずらや放火等による事故を防止する観点から、顧客等の従業員以外の者を出入りさせないため、ロープ等による囲い等の措置を講ずることとされている。（昭和62年4月28日付け消防危第38号）

令和元年12月の省令改正により屋外での物品販売等が可能となったこと（令和2年4月1日施行）により、営業時間外に宅配ボックス利用のための顧客が施設に立ち入ることや、休日等に給油取扱所敷地内でイベントを開催する等の事業が行われることが想定されることから、給油業務の行われていない時間帯であっても施設の利用が可能となる方策について検討が求められている。

このことについては、現行基準の趣旨を踏まえ、**①車両衝突・いたずら等による事故等の防止**、**②火災等緊急時の措置**、**③避難及び連絡体制**等の安全管理策を講ずる必要がある。

参考



中古車展示販売の状況（営業時間内）

営業時間外におけるスペース活用に伴う影響

<期待できる効果（メリット）>

- 施設の日常的な有効活用、活用の充実
 - ・地域コミュニティインフラとしての活用
 - ・災害時等における避難所
 - ・過疎地域におけるセーフティネットの役割
 - ・多角化・多機能化による生産性の向上

<想定される課題・リスク（デメリット）>

- 危険物施設の管理（車両衝突・いたずら等）
- 火災・漏えい事故等の緊急時の措置、避難及び連絡体制等（SS従業員、保安監督者の不在）
- その他、危険物施設に不特定多数が集まることによる想定外のリスク

営業時間外におけるスペース活用に関する具体的事業・ニーズの実態(全国石油商業組合連合会・石油連盟)

【多角化・多機能化による生産性の向上】

＜屋内スペース（建築物）の活用＞

- コンビニエンスストア
- 自動販売機・カプセルトイ等の無人販売
- コインランドリー
- レンタルオフィス（ワーキングスペース）
- フィットネスジム
- 一時休憩所
- 出張理容（美容）室
- ネットカフェ
- 学習塾

＜屋外スペース（建築物の周囲の空地）の活用＞

- 物品販売（産直商品・キッチンカー・自動販売機）
- 自動車の展示販売等の自動車に関連する事業
- 洗車場（24時間）
- 駐車場（コインパーキング）
- 各種レンタル・シェアリング事業
- 宅配ボックス（24時間）
- パーク＆ライド拠点
- EV充電サービス※
- 荷さばき所、配達等物流の中継拠点（動脈物流拠点）
- 資源ゴミ等リサイクル一時集積・回収の中継拠点（静脈物流拠点）
- ドローンステーション
- 精米機

【地域のコミュニティインフラとしての活用】

＜屋内スペース（建築物）の活用＞

- 地域イベント
- 地域ミーティング
- パブリックビューイング

＜屋外スペース（建築物の周囲の空地）の活用＞

- 祭事
- 地域交流イベント
- 朝市、日曜日、フリーマーケット
- 防災倉庫の設置
- スポーツ観戦

営業時間外におけるスペース活用に伴うリスクアセスメント

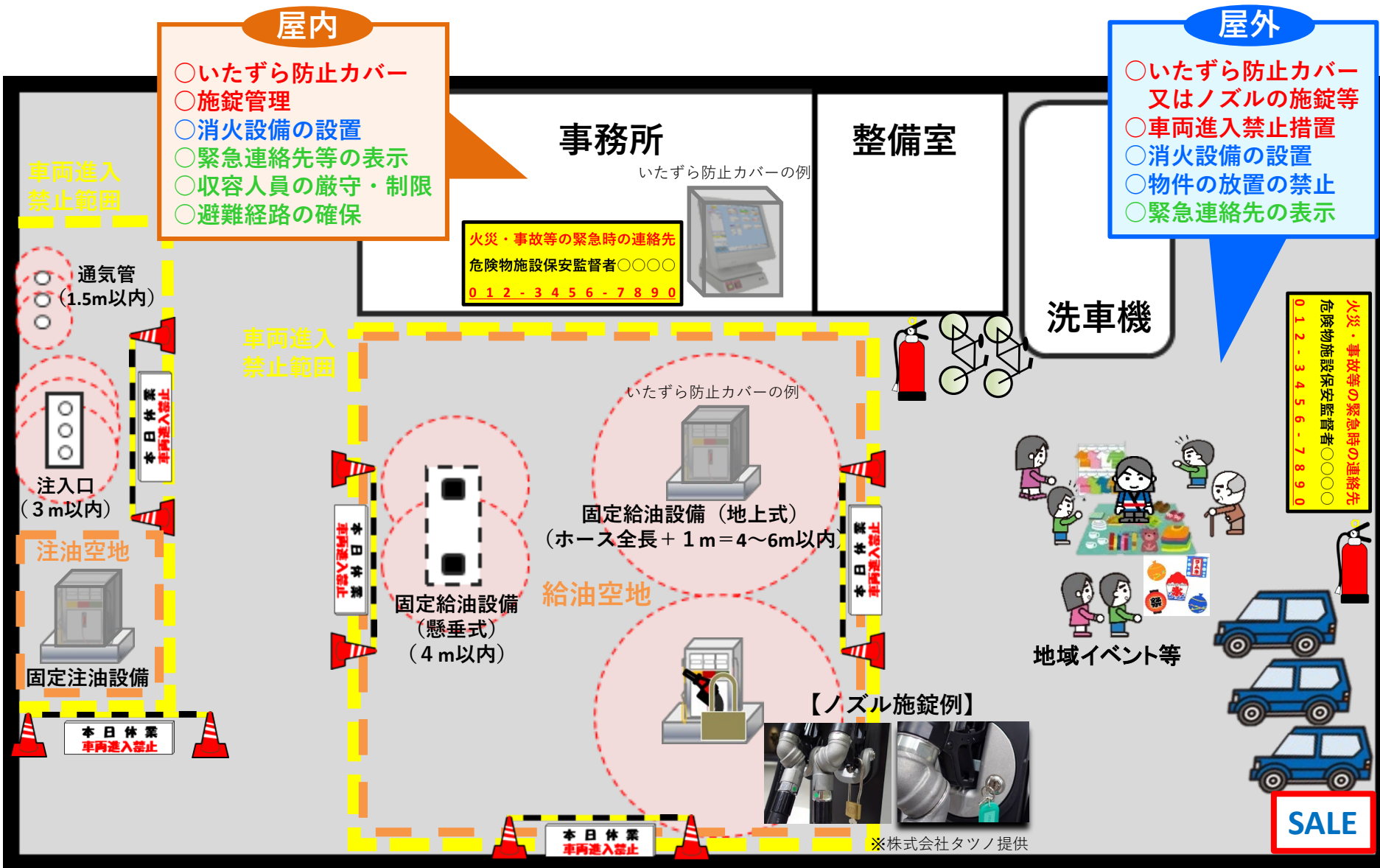
リスク	リスク要因	発生箇所
<p>火災</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○火気の使用（たばこ・コンロ等裸火の使用） ○放火 ○静電気 ○火花の発生する可能性があるものの使用 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備・固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク ○建築物 ○建築物の周囲の空地に 放置された物件
<p>漏えい</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○いたずら・設備の誤作動 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備・固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク
<p>周囲への影響 (延焼拡大・漏えい拡大)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○係員（SS従業員・保安監督者）の不在 ⇒事故等緊急時の未対応 ○建築物の周囲の空地に放置された物件 ⇒消防活動の阻害 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物 ○建築物周囲の空地
<p>人命危険 (逃げ遅れ)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の利用 ○避難に支障があると考えられる用途に 供する部分 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物
<p>設備の破損</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○車両等の衝突による事故 ○いたずら 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定給油設備・固定注油設備 ○注入口 ○通気管 ○簡易タンク ○建築物

講ずべき安全対策・措置

赤字：ハード面の対策
青字：ソフト面の対策

リスク	講ずべき安全対策・措置
🔥🔴⚠️ 車両等の衝突による事故	○車両の進入禁止区域の設定（パイロン、進入防止柵、ロープ等）
🔴⚠️ いたずら・設備の誤作動	○人の進入禁止区域の設定（固定給油設備等、注入口、通気管、簡易タンクなどの危険物を取り扱う部分の周囲） ○設備・機器等へのいたずら防止カバーの設置 ○固定給油設備等のノズルの施錠 ○営業時間外の利用に供さない部分の施錠 ○設備の電源遮断（分電盤・配電盤等） ○消火器等消火設備の保護（消火器ボックス等）
🔥 放火	○消火器等消火設備の設置 ○不必要な物件の放置の禁止（管理の徹底） ○営業時間外の利用に供さない部分の施錠
🌟 係員（SS従業員・保安監督者）の不在	○緊急連絡先を含む緊急時の対応に関する表示 ○予防規程への明記（市町村長等の認可）
❤️ 不特定多数の利用	○収容人員（消防法上に限る）の厳守又は制限（ <u>予防規程に明記</u> ） ○建築物内での利用制限 ○避難経路の確保 ○予防規程への明記（市町村長等の認可）
❤️ 避難に支障があると考えられる用途に供する部分	○避難に支障があると考えられる用途の利用制限（消防法施行令別表第1 <u>（六）</u> 項の用途又は公衆浴場若しくは性風俗に供する用途）
🔥 火気の使用	○消火器等消火設備の設置 ○予防規程への明記（市町村長等の認可）
🔥 火花の発生する可能性があるものの使用	○可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲での使用禁止
🔥 静電気	○人の進入禁止区域の設定（固定給油設備等、注入口、通気管、簡易タンクなどの危険物を取り扱う部分の周囲）
🌟 建築物の周囲の空地に放置された物件	○予防規程への明記（市町村長等の認可） ○不必要な物件の放置の禁止（管理の徹底）

< 営業時間外におけるスペース活用の際の講ずべき安全対策・措置のイメージ >



営業時間内に営業事例があるもの

- ・ 多角化・多機能化による生産性の向上
- ・ 地域のコミュニティインフラとしての活用

屋外

- ⇒ 物品販売（産直商品・キッチンカー・自動販売機）
- ⇒ 自動車の展示販売等の自動車に関連する事業
- ⇒ 洗車場
- ⇒ EV充電サービス



屋内

- ⇒ コンビニエンスストア、自動販売機・カプセルトイ等の無人販売
- ⇒ コインランドリー ⇒ 宅配ボックス
- ⇒ 出張利用（美容）室



全国石油商業組合連合会提供

営業時間外においても一定の安全性を確保すれば営業可能ではないか

設置事例がないもの

屋外

- ⇒ 祭事 ⇒ 地域交流イベント ⇒ 朝市、日曜日、フリーマーケット ⇒ 防災倉庫の設置
- ⇒ 各種レンタル ⇒ シェアリング事業 ⇒ パーク & ライド拠点 ⇒ 荷さばき所、配達等物流の中継拠点（動脈物流拠点） ⇒ 資源ゴミ等リサイクル一時集積・回収の中継拠点（静脈物流拠点） ⇒ ドローンステーション ⇒ 精米機 ⇒ スポーツ観戦

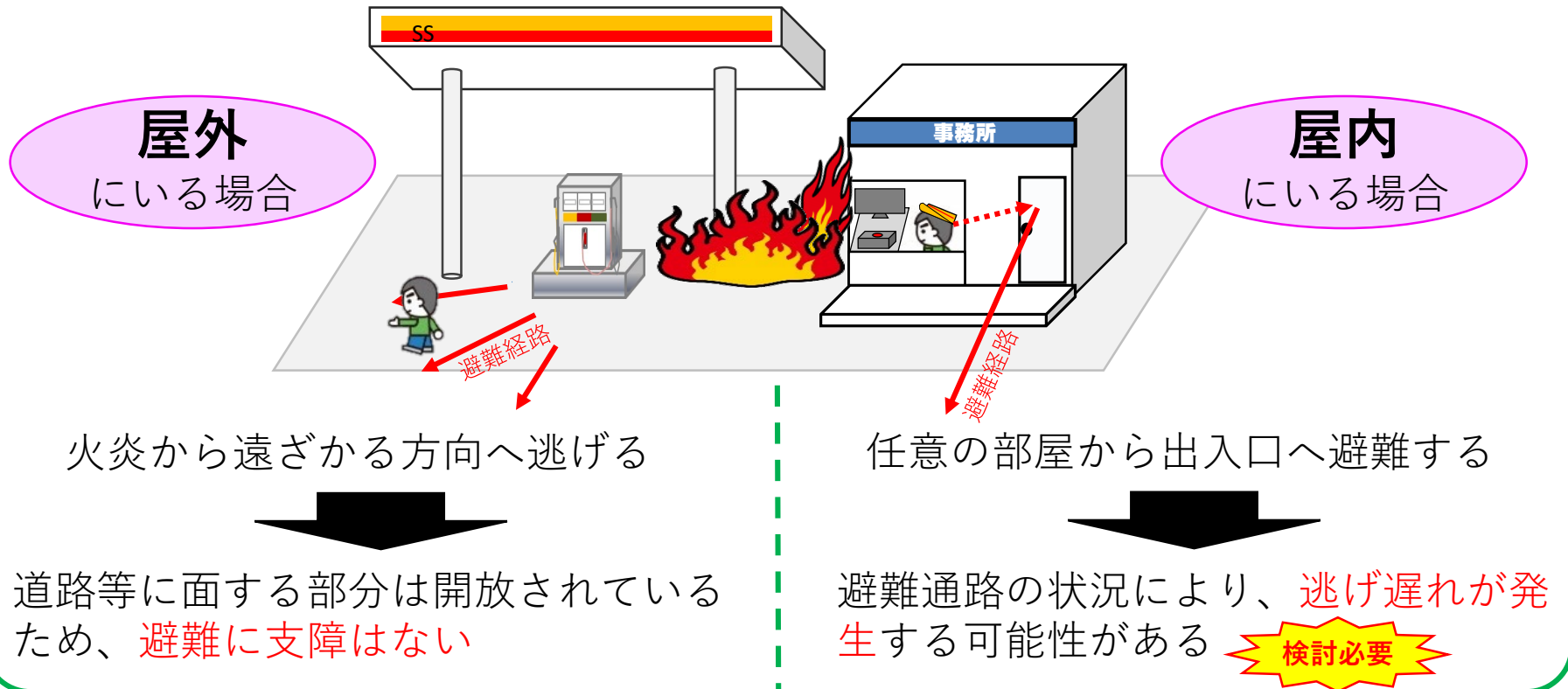
屋内

- ⇒ 地域イベント ⇒ 地域ミーティング ⇒ パブリックビューイング
- ⇒ レンタルオフィス（ワーキングスペース） ⇒ フィットネスジム ⇒ 一時休憩所
- ⇒ ネットカフェ ⇒ 学習塾

➡ スペースを貸出すことが想定され、賃貸者・来客者共に専門知識がない人がほとんどである。かつ、多数の人が出入りすることになる

危険物保安上、利用形態によっては、危険物保安監督者等給油取扱所の関係者の立会いを必要とすることなどについて検討が必要

給油取扱所の火災時における避難経路の想定



火災時、屋内にいる場合の避難を検討

- ① 避難困難者が存する場合 → **用途の制限**（例：消防法施行令別表第1（六）項の用途、公衆浴場若しくは性風俗に供する用途）
- ② 多数の者が利用する場合 → **収容人員（消防法上に限る）の厳守又は制限**

ハード対策

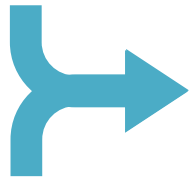
可燃性蒸気の滞留エリアの侵入防止、機器の使用停止、消火設備の設置により安全性を確保

屋外

- いたずら防止カバー又はノズルの施錠等
- 車両進入禁止措置
- 消火設備の設置
- 物件の放置の禁止
- 緊急連絡先の表示

屋内

- いたずら防止カバー
- 施錠管理
- 消火設備の設置
- 緊急連絡先等の表示
- 収容人員の厳守・制限
- 避難経路の確保



危険物保安監督者がいない場合の火災を考慮すると、不特定多数の人が利用する場合、**火災時に正しい行動ができるのか検討が必要（危険物保安監督者等関係者の常駐？消防設備？）**

ソフト対策

屋外

- ・用途の制限
- ・予防規程への記載

屋内

- ・収容人員の制限
- ・予防規程への記載

- ・ **用途、収容人員の制限**について検討が必要
- ・ **予防規程への記載内容**について検討が必要